

役員等報酬規程

社会福祉法人愛知育児院

社会福祉法人愛知育児院 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知育児院（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員、苦情解決第三者委員などをいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費等はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費等はこれを支払わないものとする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。

2 業務執行理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費等を支払うことができる。ただし、業務執行理事が職員を兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 役員等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、監事監査を行った場合には、別表2により1日分の報酬及び交通費等を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費等はこれを支払わないものとする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員等)

第7条 施設の職員を兼務する役員等については、理事会等に出席し、議決権を行使する場合に限り、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード又は出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(報酬の支払い方法)

第9条 役員等の報酬は通貨をもって、本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(交通費等)

第10条 役員等には、理事会出席等必要の都度、交通費、旅費及び手数料等実費相当額を旅費規程の基準に従い支給する。ただし、職員を兼務する役員等については、この限りではない。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、評議員会の承認を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

この規程は、令和6年4月1日より適用する。

別表 1 (日額)

名 称	報 酬	交通費等
理事会出席報酬等	10,000円	実 費
評議員会出席報酬等	10,000円	実 費

別表 2 (日額)

名 称	報 酬	交通費等
理事長業務報酬	10,000円	実 費
業務執行理事業務報酬	5,000円	実 費
監事監査指導報酬	30,000円	実 費
役員及び評議員等	10,000円	実 費

※職員を兼務している役員及び評議員等には、適用しない。